

## 1 (1) 学校施設開放事業（学校体育施設の開放）の目的と概要

社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のため、学校の校庭や体育館等を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒その他一般市民に開放しています。（昭和50年度開始。平成15年度に教育局スポーツ課〔当時。現.文化観光局スポーツ振興課〕から移管）

平成14年度の学校週5日制の完全実施に伴い、実施可能な学校において、土曜日の午前中に児童及び生徒を対象にした自由活動開放も行っています。

### －学校体育施設の開放の概要－

開放校	小学校121校（うち分校2校）、中学校64校、特別支援学校1校 仙台高等学校 1校 合計 187校			
開放内容	1. スポーツ開放	市内に居住、通勤又は通学している者で構成され、構成員に監督者としての成人を含む団体が行うスポーツ、レクリエーションの利用に供するため、校庭及び体育館等を開放すること。		
	2. 遊び場開放	幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、校庭を開放すること。		
	3. 自由活動開放	土曜日の午前中に児童及び生徒のスポーツ活動の利用に供するため、校庭又は体育館を開放すること。		
開放日及び開放時間	開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
	スポーツ開放	校庭	休業日	午前9:00～午後9:00
		体育館	休業日以外	午後6:00～午後9:00
	但し、周辺の生活環境を損なうおそれがないと認められる場合は、休業日（土曜日、日曜日、休日を除く長期休業日等）にあつては午前6時から午前9時まで、休業日以外の日にあつては午前6時から午前7時まで開放することができる。			
	遊び場開放	校庭	全日	幼児・児童の安全が確認できる時間
自由活動開放	校庭 体育館	土曜日	午前9:00～正午	
※開放は、学校教育に支障のないように行う。				

なお、学校体育施設の有効活用を図り、市民のスポーツ活動を活性化させるため、地域住民からの要望により、校庭に夜間照明を設置している小中学校もあります。

\*平成31年3月末現在：45校に設置（大和小学校は改修工事のため使用不可）